

答 申 第 5 8 号
平成19年 2月19日

兵庫県公安委員会 様

情報公開審査会
会長 錦 織 成 史

公文書の非公開決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

平成18年8月3日付け兵公委発第229号で諮問があった下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

神戸水上警察署が保有する

- 1 保護取扱要綱、同施行規定の具体的実施方法等について書かれた文書
- 2 具体的文書名の特定ができる文書の標目

(別紙)

答 申

第1 審査会の結論

「神戸水上警察署が保有する 1 保護取扱要綱、同施行規定の具体的実施方法等について書かれた文書 2 具体的文書名の特定ができる文書の標目」を非公開とした決定のうち、1に係る部分を取り消し、保護取扱要綱施行規程第2条第2項において準用する留置場管理運営規程の規定について、兵庫県警察本部長において対象公文書として特定し、当該規定について公開又は非公開の決定をするべきである。

第2 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、第1記載の公文書(以下「本件公文書」という。)について兵庫県警察本部長(以下「実施機関」という。)が平成18年4月17日付けで行った非公開決定を取り消し、その全部を公開するとともに、文書の特定に必要な事項の教示を行うことを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求書において述べられた本件審査請求の理由は、次のとおり要約される。

- (1) 審査請求人が公開を求める本件公文書は、神戸水上警察署が保有する保護取扱要綱、同施行規定の具体的実施方法等について書かれた文書、具体的文書名の特定ができる文書の標目である。
- (2) 保護の具体的実施方法について書かれた文書として、保護取扱要綱施行規程(昭和46年兵庫県警察本部訓令第24号。以下「施行規程」という。)第2条第2項では留置場管理運営規程(平成8年兵庫県警察本部訓令第6号。以下「運営規程」という。)を、施行規程第16条では保護室が設置される警察署は運営に必要な細則を定めることをそれぞれ規定しているにもかかわらず、請求に係る公文書が存在しないとの理由による非公開は理由がない。
- (3) 情報公開条例(平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。)第5条第2項が定める公文書の特定に必要な情報の提供もない。

第3 諮問庁の説明要旨

非公開理由説明書及び意見陳述において述べられた非公開理由は、次のとおり要約される。

- 1 警察が行う保護については、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）等の保護に関する法律、警察庁の定める保護取扱要綱（昭和35年3月18日丙防発第7号警察庁保安局長通知。以下「取扱要綱」という。）及び兵庫県警察本部の定める施行規程があるが、神戸水上警察署において、保護の取扱いについて定めた文書は存在せず、これらの法令、内部規程以外に保護の実施要領について定めるものは保有していない。

また、保護に関する根拠法令やその実施要領を定めた規程の標目を列記したような文書も存在しない。

保護に関する法律及び取扱要綱は、実施機関が一般の利用に供することを目的として保有しているもので、誰でも閲覧、写しの交付等を受けることができるものであって、条例上の公文書に該当しない。

なお、施行規程及び取扱要綱については、公文書公開決定等を行い、審査請求人の求めに応じて、既に写しを交付している。

- 2 施行規程において準用している兵庫県警察本部が定める運営規程は、兵庫県警察の留置場の管理、運営方法を定めたものであり、保護に関する具体的実施方法を定めたものではない。

また、神戸水上警察署の留置場に関しては、施行規程第2条第2項に規定する保護室は存在しないため、運営規程の準用は受けず、運営規程の公開を求めたのであれば、施行規程の写しの交付を受けている審査請求人が規定の名称を特定すべきであり、それをしていないのであるから、審査請求人が、本件公開請求の時点で運営規程の公開を求めているものとは到底判断できない。

- 3 審査請求人が主張する保護室運用細則については、神戸水上警察署に保護室が設置されていないことから、主張に該当するような細則は定められておらず、そのような公文書は存在しない。

- 4 条例第5条第2項で実施機関が行うものとされている公文書の特定に必要な情報の提供は、最終的な公開・非公開の判断をなすための一連の手續のひとつであり、それ自体が単独で国民の権利義務等に直接かつ具体的に法律上の影響を及ぼすものではないので、これに係る審査請求人の主張は却下されるべきである。

実施機関は、本件請求に係る公文書が存在しないとの趣旨の必要な教示を審査

請求人に行っており、教示にもかかわらず審査請求人は自己が求める文書について何らの意思表示も行わなかったのである。

第4 審査会の判断

1 本件公文書の概要

本件公文書は、神戸水上警察署が保有する取扱要綱、施行規程の具体的実施方法等について書かれた文書、具体的文書名の特定ができる文書の標目である。

2 本件公文書の存否について

(1) 施行規程第16条第1項は、留置場と別個に保護室が設置されている警察署の長は、保護室の運用について必要な細則（以下「運用細則」という。）を定めなければならない旨規定する。ところが、神戸水上警察署は、この「留置場と別個に保護室が設置されている警察署」には当たらず、同警察署においては、運用細則は定めなければならない規定ではない。

この運用細則について当審査会で確認したところ、実施機関が組織として利用、保存している文書ファイルにそれが保存されている事実は認められなかった。

(2) 具体的文書名の特定ができる文書の標目とは、保護に関する文書の題名等を列記したような公文書と考えられるが、これについても、当審査会で確認したところ、実施機関が組織として利用、保存している文書ファイルに当該公文書が保存されている事実は認められなかった。

3 運営規程について

諮問庁は、運営規程は本件公開請求の対象公文書ではない旨主張するので、それについて以下検討する。

施行規程第2条2項は、取扱要綱第15条第1項ただし書に規定する保護室に収容した者の取扱いについては、運営規程の規定（戒具の使用に関するものを除く。）を準用する。ここで取扱要綱第15条第1項ただし書に規定する保護室とは、やむを得ない事情がある場合等において、警察官職務執行法第3条1項第1号等の被保護者について留置場内の室（留置室を除く。）を保護室に代用した場合の保護室である。

ここで準用されている規定（以下「準用規定」という。）は施行規程の一部を成しており、それを記載した文書は、取扱要綱、施行規程の具体的実施方法等について書かれた文書に該当すると解されることから、準用規定は本件公開請求の対象公文書と考えるべきである。

なお、諮問庁は、神戸水上警察署には保護室に代用することができる留置場の

室がないことから準用規定の適用がない旨主張するが、審査請求人が神戸水上警察署において適用があるものに限って請求していたかどうかは明確でなく、準用規定を請求していないという立証もないことから、準用規定は本件公開請求の対象公文書と考えるべきであり、神戸水上警察署において準用規定の適用があるかどうかは対象公文書であることを否定する理由にはならない。

また、諮問庁は、準用規定の公開を求めていたのであれば、審査請求人が特定し意思表示すべきであると主張するが、実施機関が対象公文書の特定のため審査請求人に教示した文書においては運営規程は記載されておらず、審査請求人の意思表示を求めることには無理があったと考えられる。

4 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

(参考)

審 査 の 経 過

| 年 月 日 | 経 過 |
|----------------------------|-------------------------------|
| 18 . 8 . 3 | ・ 諮問書の受領 |
| 18 . 8 . 9 | ・ 諮問庁の意見書の受領 |
| 18 . 11 . 10 (第179回審査会) | ・ 処分庁の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議 |
| 18 . 12 . 22 (第180回審査会) | ・ 審議 |
| 19 . 1 . 26 (第181回審査会) | ・ 審議 |
| 19 . 2 . 19 | ・ 答申 |